

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 4 年 4 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和4年4月28日(木) 午後2時00分から3時34分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子			三 委員 久保田篤正
	四	委員 加藤潤一	五	委員 若山晋	
5 欠席した委員の氏名	二	委員 安田美詠子			
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育総務課長、和泉学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会4月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会3月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。				
	— 各委員、了承 —				
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会3月定例会の議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の加藤委員にお願いする。				
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が8件、議案が2件の計10件である。				
	<p>なお、本日の教委報告第25号、教委議案第20号及び第21号につきましては個人情報扱う案件、教委議案第12号につきましては人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p>				
	— 各委員、了承 —				
	神子教育長： 教委報告第25号、教委議案第20号及び第21号については、「非公開」審議とする。				

<p>5 報告事項 (1) 教委報告第18号「教育長の決裁処分」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第18号「教育長の決裁処分」について、1番及び2番を学校教育課、3番及び4番を生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>谷掛学校教育副課長： (教委報告第18号1番及び2番の説明)</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第18号3番及び4番の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 2番の小学校球技大会について、共催事業依頼申請書上の支出と添付資料の予算書上の支出の差異の理由は。</p> <p>和泉学校教育課長： 共催事業依頼申請書上の支出については、共催依頼のあった小学校球技大会についての支出予定額となっているが、添付資料の予算書上の支出については、令和4年度北本市小学校体育連盟全体の支出となっている。</p> <p>大保木委員： 学校規模が異なることで、必要以上に嫌な思いをしないよう配慮をお願いしたい。</p> <p>和泉学校教育課長： 体育の授業の一環であることを忘れないように、親睦試合のような形で過熱しすぎないように配慮している。 負けたチームにも頑張った自分を褒め称えるよう指示している。</p>
	<p>大保木委員： 3番について、以前、同様の申請があった際に、共催の理由を確認したことがあったが、その際は学校で太鼓教室等において熱心に指導をしてもらっている実績があり、申請を認めたことがあったが、今学校において太鼓教室のようなことを行っているか。</p> <p>草野教育部長： 加盟団体のかばざくら太鼓の方に指導いただいている。 例年、中丸東小学校においては、音楽クラブが一定期間、太鼓の指導を受けて運動会等で成果を披露しているが、昨年度はコロナ禍であったため、ユーチューブに限定公開して保護者の方に見ていただいた。 過去においては、近隣の福祉施設に出向いて太鼓の成果を発表したこともある。</p> <p>大保木委員： 一般の入場料2,500円の設定は、共催事業としてどう考えるか。</p>

	<p>櫻井生涯学習課長： 共催事業の申請を以前依頼いただいた際に検討した資料を確認したが、2,000円プラスαの入場料が設定されている文化センターの事業と比較して、同等程度ということで承認しており、今回においても入場料は同じ金額のため、問題ないものとする。</p> <p>久保田委員： 4番について、昨年採用された夢・企画について教えていただきたい。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 昨年度については、「謎解き脱出ゲーム」というものを企画し、採用されている。 240の方が来場し、内訳として中学生以下が147人で、大人が93人であったと報告があった。</p> <p>神子教育長： 教委報告第18号について、他に質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第18号については、了承とする。</p> <p>(2) 教委報告第19号「令和4年度児童生徒数及び学級数について」 神子教育長： 教委報告第19号「令和4年度児童生徒数及び学級数について」について、学校教育課より説明をお願いします。 和泉学校教育課長： (教委報告第19号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 児童生徒数の減少要因は何か。</p> <p>和泉学校教育課長： 児童数の減少については、子どもの人数の減少によるものと思われる。 生徒数の減少については、市外への転居と私立及び県立学校への進学によるものと考えている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号について、他に質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号については、了承とする。</p> <p>(3) 教委報告第20号「令和3年度各小・中学校第3学期状況報告について」 神子教育長： 教委報告第20号「令和3年度各小・中学校第3学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p>
--	--

<p>年度各小・中学校第3学期状況報告について」</p>	<p>谷掛学校教育副課長： (教委報告第20号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： これだけの取組みに各学校で取り組んでおり、素晴らしいと感じた。 教職員事故に関しては、悩みがあったのかはわからないが、本人の方のお話を聞いていただき、相談にのっていただきたい。</p> <p>和泉学校教育課長： 教育公務員として県から処分を受ける予定である。 処分を受けた後のアフターフォローも必要であると考えており、また、まわりにいた教職員へのフォローも必要で、スクールカウンセラーを配置させていただいた。 状況については、県の処理の進み具合と合わせて教育委員の皆様には報告をさせていただく。 なお、同様な事案が起きないように、事故があった翌日には臨時校長会を開催して、指導を行った。</p> <p>草野教育部長： 本件については、教育委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしている。 当時の教育委員会の事務局の皆様が学校を支えていただき、スクールカウンセラーや指導主事の方に来ていただいたため、大きな混乱なく修了式を迎えられた。 保護者説明会も開かせていただいたが、大保木委員からお話をいただいたように、保護者からもお話をいただいた。 県等の処分をふまえながら教職員へのフォローを続けてまいりたい。</p>
	<p>加藤委員： 外部人材の活用を西中学校で図っているが、教育委員会としてもバックアップしていただきたい。</p> <p>和泉学校教育課長： 了解した。</p> <p>久保田委員： 以前にタブレット端末の話が出た際に、持ち帰りができるようにしていただきたいとの話をさせていただいたが、各学校でバラつきが無いように統一していただければと考える。</p> <p>若山委員： タブレット端末については、WIFI モデルであると思うが、各家庭で通信環境が無い場合は、ルーターの貸し出し等を行っているのか。</p>

	<p>和泉学校教育課長： 事前に各家庭にアンケートを実施して、通信環境の把握を行っている。 教育総務課でルーターの貸し出しを行っており対応できるようになっているが、事情によりタブレット端末の持ち帰りはやめてもらいたい要望がある家庭もあるため、学校のWIFIを利用してもらうこともある。</p> <p>加藤委員： 栄小学校が閉校になり1年経ったが、統廃合を実施した結果として課題等があったか。</p> <p>和泉学校教育課長： 実際には混乱は少なかったと感じている。 逆にすぐに統廃合が出来るものではないことも分かった。 数年間をかけて意識的に人事異動を行って子ども達を受け入れる学校側の体制を作っていければ、子どもや保護者の負担を減らせると感じた。 通学路についても、大人の目線と子どもの目線で異なるため、チェックしていくことが必要と感じている。 様々なところから、長い目で統廃合については進めていかないと上手くいかないと考えている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号について、他に質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号については、了承とする。</p>
<p>(4) 教委報告第21号「令和3年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第21号「令和3年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>谷掛学校教育副課長： (教委報告第21号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第21号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第21号については、了承とする。</p>
<p>(5) 教委報告第22号「第6回きたもとピアノフェスティバル実績報告</p>	<p>神子教育長： 教委報告第22号「第6回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第22号の説明)</p>

<p>について」</p> <p>(6) 教委報告第23号「北本さくらウォーク2022の実施報告について」</p> <p>(7) 教委報告第24号「令和3年度お茶屋遺跡内容確認調査について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第22号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第22号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第23号「北本さくらウォーク2022の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第23号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第23号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第23号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第24号「令和3年度お茶屋遺跡内容確認調査について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委報告第24号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第24号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p>
<p>6 報告案件 (非公開審議)</p> <p>(8) 教委報告第25号「北本市青少年指導委員会委員について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第24号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 非公開審議に入る。</p> <p>— 以降、案件毎に関係のない職員は退席 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第25号「北本市青少年指導委員会委員について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第25号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第25号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第25号については、了承とする。</p>

<p>7 審議案件 (非公開審議)</p>	<p>神子教育長： 議案審議に入る。</p>
<p>(9) 教委議案第20号「令北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について</p>	<p>神子教育長： 教委議案第20号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第20号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第20号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第20号については、可決とする。</p>
<p>(10) 教委議案第21号「令和4年度「学校運営協議会」委員の任命について」について</p>	<p>神子教育長： 教委議案第21号「令和4年度「学校運営協議会」委員の任命について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第21号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第21号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第21号については、可決とする。</p> <p>— 職員、入室 —</p>
<p>9 その他</p>	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (令和4年度のコロナウイルス感染状況について)</p> <p>大保木委員： 先生方の感染状況はどうか。</p> <p>和泉学校教育課長： ところどころ感染者が出ているが、多くはない状況。引き続き予防策をとっていく。</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>草野教育部長： (北本市立学校の適正化対象校調査について)</p> <p>大保木委員： 以前、栄小学校の適正化対象校調査の際に、個人的には時期が早いと考えていたが、その後、人数が少なくなってきたことが更なる人数の減少に繋がり、閉校に繋がってしまった。</p>

<p>10 閉会の宣言</p>	<p>このような結論を出しながらも、引き続き注視していただければと思う。</p> <p>草野教育部長： 了解した。</p> <p>久保田委員： 西中学校の学区に住んでいる子が、北本中学校に通うことがあると思うが、西中学校生徒数の推移に加味されているか。</p> <p>草野教育部長： 指定校変更や学校選択制により、他の学校に通うことがあるが、本調査については、住所地基準で調査を行っており、私立学校に進むお子さんを含めた状況については、想定には入れていない。</p> <p>久保田委員： こちらに関しても引き続き注視いただきたい。</p> <p>草野教育部長： 了解した。</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>— 特になし —</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和4年5月26日</p> <p>教育長 神子 修一</p> <p>署名委員 加藤 潤一</p> <p>書記 落合 元</p>